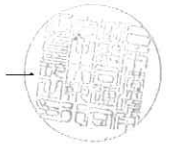


日港発19第55号

2020年5月8日

各 労組・労連・労協 闘争執行委員長 殿
(議長)

日本港湾労働組合連合会
中央闘争委員長 竹内



20春闘・新型コロナ禍対策など当面の取り組みに係る状況把握に関する指示
〔産別縦指示〕

全国港湾は、2020年5月7日付（全国港湾19発第89号）「20春闘・新型コロナ禍対策など当面の取り組みに係る状況把握に関する指示」を発信した。

については、日港労連として同様に下記要領にて取り組まれるよう本状を以て産別縦指示とする。

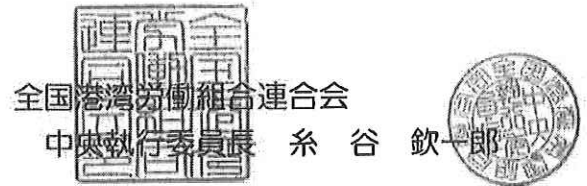
記

1. 各加盟組織で当該地域の地区港湾に加盟している組織については、別途添付の全国港湾指示について当該地域地区港湾と連携のうえ対応されたい。
2. 各加盟組織で当該地域の地区港湾に加盟していない組織については、別途添付の全国港湾指示に基づいて対応すると共に、ファックス、或いは日港労連本部まで電話・メモ書き（ファックス）等、問わず連絡されたい。
3. 尚、不明な点等あれば本部まで連絡されたい。

以上

〔添付:全国港湾本指示〕

四役・中央執行委員
各 単組委員長
地区港湾議長(委員長)



20 春闘・新型コロナ禍対策など当面の取り組みに係る状況把握に関する指示

全国港湾は、第6回戦術委員会の確認に基づき、コロナウイルス対策、及び、20春闘の課題などの、当面の取り組みについて指示(公文第87号:4/28付)したところです。

政府は、緊急事態宣言を5月末まで延長することとし、各都道府県は、各々の状況に応じた具体策の周知と、引き続き「不要不急の外出自粛」を呼び掛けています。一方、港湾運送は社会・経済に不可欠な事業として、労働者の安全を第一義としつつ、その社会的機能の維持が要請されています。

こうした状況を踏まえ、全国港湾は5月11日(月)に第7回戦術委員会を開催し、この間の現状把握を行い、当面の取り組みについて検討する予定です。ついては、各単組・地区港湾において、コロナ禍のもとでの現状と必要な対策についての意見集約を行いますので、下記の要領にそって報告するよう指示します。

なお、報告は、メール・FAXなどで5月10日(日)までとします。

記

1. 感染防止のためのマスクの供給措置について

- (1) 国交省は、日港協に対してマスク製造・販売業者を紹介し、現場のマスク需要に対応できる措置を講じています。日港協は、各地区港運協会に、国交省から紹介された事業者を報告し、各地区港運協会ごとに必要枚数を発注しているとの報告を受けています。
- (2) 上記ルートを通じて、マスクが確保されているか、この先のマスク需要見通しも含め報告されたい。

2. コロナ禍における港湾労働(現場)の実情について

- (1) マスク・消毒液などの感染防止対策、寄り場・送迎バスなどにおいて「3密」を避ける対策について、現場で起きている問題を報告されたい。
- (2) 作業量・就労日数の変化について報告されたい。
- (3) その他、現場における現状で特記すべき事項について報告されたい。

3. 残念ながら要検査・要観察など感染が及んでいる状況があれば、報告されたい。

以上